

平成17年 9月27日

長野市長 鷲澤正一様

長野市情報公開審査会
会長 柳澤修嗣

長野市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成17年 6月30日付け17行第13号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

「指定管理者制度に応募した事業者名の一覧」は公開すべきであった。

2 異議申立てに至る経過

(1) 公開請求

異議申立人は、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し平成17年 6月7日に指定管理者制度に応募した事業者名の一覧の公開請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、指定管理者制度に応募した事業者名は、条例第7条第6号に該当する非公開情報であるとし、平成17年 6月17日に非公開の決定を行った。

(3) 異議申立て

異議申立人は、実施機関が行った非公開の決定を不服として、平成17年 6月21日に異議申立てを行った。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成17年6月17日付けで実施機関が行った指定管理者制度に応募した事業者名の非公開決定処分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書等において述べている理由は、次のように要約される。

実施機関は、非公開の理由を「選定委員会の公正な執行に支障を及ぼすおそれ」があり「選定委員会の公正な判断ができるまで、当該団体間の不正な事前調整等を未然に防止する」ため、としているが、すでに募集の受付は締め切られており、指定を受けるために応募した団体間において、この段階で不正な事前調整が行われるとは考えられない。むしろ団体名を公表することによってこそ、不正は行われにくくなる。仮に団体名を隠したとしても、事前の説明会にどの団体が参加したかは明らかであり、各団体間においても団体名を非公開とする意味はない。

また、指定管理者に応募した団体は、その団体の力量が同等程度であれば互いの動きは容易に推測できると考えられ、団体名を非公開にすることによって事前調整等を防止することはできない。

実施機関は、非公開の根拠として条例第7条第6号を挙げているが、同号のAからウのいずれに該当するものが明確にしておらず、また同号のいずれの項目も今回の非公開決定の理由にはあたらない。

条例では、行政情報の公開が原則であり、実施機関は公開・非公開の判断に当たっては、どこまで公開することができるかを真剣に検討しなければならない。団体名は公表できないとしても、当該団体を特定できるような情報を除いた形で、所在する都市名などを部分公開することは可能なはずである。また、仮に応募団体間で不正な事前調整が行われるおそれがあるとしても、応募が1団体のみであった施設については、団体間の調整はあり得ないので、少なくとも部分公開をすべきである。

情報公開制度においては、公開が大原則であり「事後に公開するから市民の不利益にはならない」とする考え方自体、情報公開制度の趣旨に反するものである。実施機関の非公開決定では、市としての説明責任を果たしているとは言えず、市政運営の透明性の後退とともに、市民の知る権利を奪うおそれもある。

4 実施機関の説明要旨

- (1) 指定管理者に応募した団体名を、選定委員会での選定作業及び候補者決定以前に公表した場合、同一施設又はグループの指定管理者に応募した団体間で、不当な圧力等により、自らが有利となるように、相手団体に対し応募の辞退や故意に評価を下げるようなプレゼンテーションを行うことを働きかけるなどの事前調整が行われる可能性がある。事前に開催された説明会に参加した団体すべてが当該施設又はグループの指定管理者に応募するとは限らず、また説明会に参加しなかった団体であっても応募は可能であることから、団体間においても応募した団体名が必ずしも明らかでない。従って、選定委員会の前に応募団体名を公表することは、前述のとおり不当な事前調整のおそれを生じさせる。
- (2) 今回の非公開決定は、条例第7条第6号本文を根拠とするものである。同号アからオまでは「事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」が容易に想定される事例を例示的に掲げたものであり、列挙された以外のものについては事例ごとに個別具体的に「著しい支障を及ぼすおそれ」の有無を判断すべきものである。本件は、前述のとおり不公正な事前調整等が行われる可能性が存在することは明らかであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると判断したものである。
- (3) 応募団体の所在地等名称以外の一部の情報であっても、ことに県外の大手事業者等は、施設の業務内容等と照らし合わせることによって、容易にその名称を推測することが可能であるため、一部を公開することは応募団体名を公開するのと同様な結果を招くこととなる。また、仮に1団体のみのおお募であった場合でも、その名称が明らかになれば、類似の施設に複数の応募があった場合、その応募者を推測しうることとなる。このため、一部であっても応募団体の名称・所在地等の情報を公開することにより、不当な事前調整等が行われる可能性があるため、非公開としたものである。
- (4) 指定管理者の候補者を決定する以前に、応募団体名を公表し、結果として不正な行為が行われた場合、候補者の選定過程そのものの信頼性を疑わせる結果となり、その他のすべての施設の選定結果にも影響を及ぼすこととなる。公の施設の管理を委ねる団体の選定に当たって、市民の平等な利用の確保、管理の安定性及び施設の有効活用、さらには経費の節減等の観点から、信頼して管理を任せられる指定管理者を公正に選定できる環境を確保し、無用な混乱を回避することが、公の施設において提供するサービスの向上に繋がり、市民の利益を守ることになる。
また、候補者の決定時には、応募団体名・審査基準・選定の経過・選定理由等をホームページ等でも公表し、市民の知る権利と行政の意思決定の透明性の確保に努めているものである。

5 審査会の判断

本審査会は、本件資料の内容、性質等について、異議申立人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

- (1) 本件資料は、本審査会において申立人の異議申立について審査中に、指定管理者の選定作業が終了し、既に実施機関が公表しているものである。従って、現時点で公開、非公開について判断する実質的な利益は失われている。

しかし、申立人の主張は、当該資料をたとえ事後に公開したとしても、本件における実施機関の非公開決定は、市政運営の透明性の確保と市民の知る権利を阻害することに他ならないとしており、公開請求書を提出した時点において、すなわち、指定管理者への応募を締め切った後、指定管理者候補者決定までの間に公開をすべきか否かを問題とする趣旨であると理解できる。そのため、本審査会では、申立人による情報公開請求がなされた時点において、当該情報を非公開としたことが妥当であったか否かを判断する。

- (2) 実施機関は、本件資料の非公開決定理由を条例第7条第6号本文に該当するものと説明している。同号は、「公開することにより」市が行う事務または事業の「適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある」場合に当該行政情報を非公開とする旨を定めたものである。非公開とされることによって制約される権利は、国民の「知る権利」であり、同権利は憲法において最も優越的地位にあるとされる「表現の自由」に依拠する重要な権利である。とすれば、「著しい支障」は名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、その「おそれ」の程度も単に確率的な可能性が存在するだけではなく、法的保護に値する程度の蓋然性・具体性が必要であると考えられる。

この点について実施機関は、同種の業務について指定管理者の指定を受けようとする事業者間において、資本の出資状況や、事業の提携、取引、競合など様々な利害関係が存在していることが想定され、このような状況において、指定管理者への応募団体名等が明らかになった場合、応募団体間で指定管理者の指定を受けやすくするため、応募の辞退や不適切なプレゼンテーションを行うなどの事前調整等が行われる可能性があるとする。

しかしながら、指定管理者に応募した団体間に、実施機関が説明するような関係が存在することは民間の事業者においては当然であり、それをもって直ちに不当な事前調整が行われるおそれがあると速断することはできない。この点、実施機関の説明では、民間事業者等の一般的な状況を確認し、事前調整等が行われることが可能性としてはあることを窺わせるにとどまり、本件において、具体的な「支障を及ぼすおそれ」が存在することを客観的に認めることはできない。

なお、申立人は、同号アからオのいずれにも該当しない旨を主張しているが、アからオまでは「適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」が容易に想定され

るものを例示的に掲げたものであり、その他のものについては、「適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある」か否かを個別具体的に判断する趣旨であると考えられる。従って、アからオのいずれにも該当しないことをもって「適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」にあたらぬとまではいえない。

- (3) 更に、実施機関は、仮に不当な事前調整等が行われた場合、公正な選定判断を得るといふ応募団体の権利はもとより、公の施設においてよりよいサービスを受けるといふ市民の利益も侵害される可能性がある旨を指摘している。

指定管理者制度という新しい制度の導入にあたって、適正な業務の執行を確保するため、慎重に手続を進めようとする実施機関の姿勢については理解できる。

しかしながら、前述のとおり、不当な事前調整等が行われる可能性はあくまで抽象的に存在するに過ぎず、応募団体の名称等を公表することによって直ちに不当な事前調整等が行われるとする程の蓋然性は認められない。また、今回の指定管理者候補者の選定にあたっては、選定委員会が一定の審査基準によって候補者としての適否を判断し、この基準を満足しないときは、応募者が1団体のみであるか複数であるかに関わらず、候補者には選定されないこととなっている。この点においても、公平公正な選定判断を得る応募団体の権利と、よりよいサービスを選択する市民の権利を護る仕組みが取られている。

従って、実施機関の姿勢は理解できるとしても、実施機関が想定する応募団体及び市民の権利を侵害する可能性は抽象的なものにとどまり、市民の知る権利を制約することはできないものというべきである。事務又は事業の「適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」が具体的でない以上、指定管理者への応募が1団体であるか複数であるかによってその事情に変更が生じるものではなく、すべての応募団体名を公表することに特段の支障はない。

以上から、「1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

6 審査会の経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成17年 7月21日	諮問
7月21日	第1回審査会 諮問書受理 経過説明 実施機関からの理由説明
8月 2日	第2回審査会 異議申立人の反論書等の審査
8月26日	第3回審査会 審査
9月27日	第4回審査会 審査 答申